

# 板橋区病児保育事業指導検査基準

令和5年4月1日適用

板橋区

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。                      ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、次項の規定に基づく「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。                      ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。                      なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

[凡例] 以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	平成27年7月17日雇児発0717第12号「病児保育事業の実施について」	雇児発0717第12号通知
4	平成12年3月8日区長決定「板橋区病児・病後児保育事業実施要綱」	板橋区病児・病後児保育事業実施要綱
5	令和4年3月15日東京都板橋区条例第10号「東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」	設備及び運営に関する基準を定める条例
6	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
7	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待防止法
8	平成13年6月15日雇児総発第402号 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
9	令和5年4月1日こ成安第2号・4教参学第21号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第2号通知
10	昭和25年5月24日法律第201号「建築基準法」	建築基準法

# 目

# 次

1	事業の内容	1
2	届出内容の変更	2
3	対象児童	3
4	定員	4
5	実施要件	5
	（1）病児対応型	5
	（2）病後児対応型	6
	（3）体調不良児対応型	8
	（4）非施設型（訪問型）	9
6	実施方法	10
7	建物設備等の管理	10
8	留意事項	11
	（1）医療機関との連携等	11
	（2）感染の防止	12
	（3）虐待等の行為	12
	（4）休息等の状況	13
	（5）保護者との連絡状況	13
	（6）書類の整備	13
	（7）児童の安全管理の状況	13
	（8）区事業における管理者	14
	（9）研修	14
	（10）保護者負担	14

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
1 事業の内容	<p>(1) 病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。</p> <p>なお、「板橋区病児・病後児保育事業実施要綱」に基づき、区が適切な処置が確保される施設に委託して実施する事業（以下「区事業」という。）は、「未就学の児童が病気の回復期または回復期に至らない場合であり、集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を預かる」事業に限る。</p> <p>(2) 事業類型は次のとおりとする。</p> <p>① 病児対応型          児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。          区事業においては、これに該当する事業を「病児保育」と称する。また、区では「病児保育」が必要な児童を、病児保育施設から当該児童の通所している保育所等に迎えに行く事業を実施し、これを「お迎えサービス」と称する。</p> <p>② 病後児対応型          児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を医療機関または保育所に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業。          区事業においては、これに該当する事業を「病後児保育」と称する。</p>	<p>1 児童福祉法第6条の3第13項</p> <p>2 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」3、4</p> <p>3 板橋区病児・病後児保育事業実施要綱第1条、第2条</p>			

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>③ 体調不良児対応型                      児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。</p> <p>④ 非施設型（訪問型）                      児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。</p>				
<p>2 届出内容の変更                      【区事業は除く。】</p>	<p>施設の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に区に変更届を提出することが必要である。                      (変更届出事項)                      (ア)事業の種類及び内容                      (イ)経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)                      (ウ)条例、定款その他の基本約款                      (エ)職員の定数及び職務の内容                      (オ)主な職員の氏名及び経歴                      (カ)事業を行おうとする区域(区の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、区の名称を含む。)                      (キ)事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員                      (ク)建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</p>	<p>1 児童福祉法第34条の18第2項</p> <p>2 児童福祉法施行規則第36条の38</p>	<p>(1) 変更が生じた場合、一月以内に変更届を届け出ているか。</p>	<p>(1) 変更の日から、一月以内に変更届を届け出していない。</p>	<p>C</p>

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
3 対象児童	1 本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」5	(1) 利用する児童は本事業の対象となる児童か。	(1) 本事業の対象とならない児童が本事業を利用している。	B
(1) 病児対応型	(1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、区が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病児」という。）。			(2) 本事業の対象となる児童であることの確認がなされていない。	B
(2) 病後児対応型	(2) 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、区が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病後児」という。）。				
(3) 体調不良児対応型	(3) 事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）。				
(4) 非施設型（訪問型）	(4) 病児及び病後児とする。				

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(5) 区事業	<p>(5) 区事業の対象となる児童は、板橋区内に住所を有する満1歳以上の未就学の児童であって、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>ア【病児保育】（病児対応型） 当該児童が病気の回復期に至っていない場合において、医療機関による入院加療の必要はないが、集団保育が困難であり、かつ当面症状の急変が認められない。 なお、児童の保護者は、必要な予防接種を受けさせておかなければならない。</p> <p>イ【病後児保育】（病後児対応型） 当該児童が病気の回復期にある場合において、医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難である。</p> <p>ウ【お迎えサービス】（体調不良児対応型） 当該児童が通所する保育所等でアに該当する状態になった場合において、当該児童の保護者が当該児童の通所している保育所等へ子の保護のために迎えに行くことが困難であり、かつ、他に迎えに行く者がいない。</p> <p>(6) 区事業を利用することができる児童の保護者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に育児を行うものがいないこと。 ア 勤務の都合で出勤せざるを得ない場合 イ 疾病や出産で入院する場合 ウ 家族の疾病等によりその介護に従事する場合 エ 事故や災害にあった場合 オ 前記のほか冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な場合</p>	2 板橋区病児・病後児保育事業実施要綱第4条			
4 定員	<p>(1) 届け出ている利用定員の範囲の受け入れとする。</p> <p>(2) 区事業実施施設の利用定員は、児童2人以上とする。ただし、病児保育を実施する施設は、病後児も含めて利用定員を児童4人以上とする。</p>	<p>1 児童福祉法第34条の18</p> <p>2 板橋区病児・病後児保育事業実施要綱第6条</p>	(1) 定員を超えて私的契約児等を受け入れていないか。	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。	C



板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
<p>5 実施要件</p> <p>(1) 病児対応型</p> <p>① 実施場所</p> <p>② 職員の配置</p>	<p>(1) 病児対応型の実施要件は次のとおりとする。</p> <p>① 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、区が適当と認めたものとする。</p> <p>ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。</p> <p>イ 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。</p> <p>ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。</p> <p>② 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。</p> <p>(ア)保育士及び看護師等については原則常駐とする。ただし、以下の要件を満たし、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されている場合には、看護師等の常駐を要件としないことができる。</p> <p>①病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行なうこと。</p> <p>②病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所が近接である。</p> <p>③看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されている。</p> <p>④看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保している。</p>	<p>1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」6(1)</p> <p>2 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)</p>	<p>(1) 必要な設備を有しているか。</p> <p>(1) 看護師等、保育士の配置は適切か。</p> <p>(2) 看護師等を常駐させない場合は、要件が満たされているか。</p> <p>(3) 利用児童がいない時は、保育士及び看護師等を常駐させていない場合について、利用児童が発生した場合は速やかに対応を可能とする体制がとられているか。</p>	<p>(1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有していない。</p> <p>(2) 静養又は隔離の機能が不十分である。</p> <p>(3) 調理室を有していない。</p> <p>(4) 児童の事故防止及び衛生面への配慮がなされておらず、養育に適していない。</p> <p>(5) 児童の事故防止及び衛生面への配慮が不十分である。</p> <p>(1) 預かる児童に対して、看護師等が不足している。</p> <p>(2) 預かる児童に対して、保育士が不足している</p> <p>(3) 要件を満たしていないにもかかわらず、看護師等が常駐していない。</p> <p>(4) 利用児童がいない場合には保育士及び看護師等を常駐させていないため、利用児童が発生した場合に速やかに対応することができない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
③ その他	<p>(イ)利用児童がいない場合については、利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としない。</p> <p>③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。</p> <p>④ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。</p>		<p>(1) 受け入れの期間は適切か。</p> <p>(2) 本事業担当職員は、利用の少ない日等において、感染症予防等に資する取り組みを行っているか。</p>	<p>(1) 受け入れの期間が不適切である。</p> <p>(2) 本事業担当職員は、感染症予防等に資する取り組みを行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(2) 病後児対応型 ① 実施場所	<p>(2) 病後児対応型の実施要件は次のとおりとする。</p> <p>① 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、区が適当と認めたものとする。</p> <p>ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。</p> <p>イ 調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。</p> <p>ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。</p>	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」6(2)	<p>(1) 必要な設備を有しているか。</p>	<p>(1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有していない。</p> <p>(2) 静養又は隔離の機能が不十分である。</p> <p>(3) 調理室を有していない。</p> <p>(4) 児童の事故防止及び衛生面への配慮がなされておらず、養育に適していない。</p> <p>(5) 児童の事故防止及び衛生面への配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
② 職員の配置	② 病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。 なお、看護師等及び保育士を常駐させない場合の要件は(1)病児対応型と同じとする。(5・6ページ参照)		(1) 看護師等、保育士の配置は適切か。	(1) 預かる児童に対して、看護師等が不足している。	C
			(2) 看護師等を常駐しない場合は、要件が満たされているか。	(2) 預かる児童に対して、保育士が不足している (3) 要件を満たしていないにもかかわらず、看護師等が常駐していない。	C B
③ その他	③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。  ④ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。		(3) 利用児童いない時は、保育士及び看護師等を常駐させていない場合について、利用児童が発生した場合は速やかに対応を可能とする体制がとられているか。	(4) 利用児童がいない場合には保育士及び看護師等を常駐させていないため、利用児童が発生した場合に速やかに対応することができない。	B
			(1) 受け入れの期間は適切か。	(1) 受け入れの期間が不適切である。	B
			(1) 本事業担当職員は、利用の少ない日等において、感染症予防等に資する取り組みを行っているか。	(1) 本事業担当職員は、感染症予防等に資する取り組みを行っていない。	B

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(3) 体調不良児対応型 ① 実施場所	(1) 体調不良児対応型の実施要件は次のとおりとする。 ① 保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」6(3)	(1) 衛生面で配慮され、対象児童の安静が確保されているか。	(1) 医務室又は余裕スペースで事業が実施されていない。  (2) 衛生面の配慮がなされていない。  (3) 衛生面の配慮が不十分である。  (4) 児童の安静が確保されていない。  (5) 児童の安静の確保が不十分である。	C  C  B  C  B
② 職員の配置	② 看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。 なお、看護師等を常駐させない場合の要件は (1) 病児対応型と同じとする。(5・6ページ参照)		(1) 看護師等、保育士の配置は適切か。  (2) 看護師等を常駐しない場合は、要件が満たされているか。  (3) 利用児童いない時は看護師等を常駐させていない場合について、利用児童が発生した場合は速やかに対応を可能とする体制がとられているか。	(1) 預かる児童に対して、看護師等が不足している。  (2) 要件を満たしていないにもかかわらず、看護師等が常駐していない。  (3) 利用児童がない場合には看護師等を常駐させていないため、利用児童が発生した場合に速やかに対応することができない。	C  B  B
③ 職員配置【お迎えサービス】	③ 病児保育事業(お迎えサービス) 保育所等から体調不良児の送迎を行う際には、送迎用の自動車に同乗する看護師等または保育士等を配置すること。	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」6(5)	(1) 送迎時に看護師等または保育士等が同乗しているか。	(1) 送迎時に看護師等または保育士等が同乗していない。	C
④ その他	④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。  ⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。		(1) 担当看護師は、実施保育所等における日常的な保健的な対応、地域のニーズに応じた相談支援を定期的に行っているか。	(1) 担当看護師は、実施保育所等における日常的な保健的な対応並びに地域のニーズに応じた相談支援を定期的に行っていない。	B

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
<p>(4) 非施設型（訪問型）</p> <p>① 実施場所</p> <p>② 職員の配置</p> <p>③ その他</p>	<p>(1) 非施設型（訪問型）の実施要件は次のとおりとする。</p> <p>① 利用児童の居宅とする。</p> <p>② 次のア～ウを満たすこと。</p> <p>ア 病児（病後児）の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、研修により区長が認められた者（以下「家庭的保育者」という。）のいずれか1名以上配置すること。</p> <p>イ アに定める職員を配置する場合は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添6に定める研修を修了した者とする。なお、令和6年3月31日までの間に、要綱別紙1に掲げる研修（区市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない）を修了した者についても配置できることとする。</p> <p>ウ 預かる病児（病後児）の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者いずれか1名に対して、1名程度とする。</p> <p>③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童宅への訪問を行うこと。</p>	<p>1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」6(4)</p>	<p>(1) 職員の配置数及び保有する資格等は適切か。</p> <p>(2) 職員は定められた研修を修了しているか。</p> <p>(3) 職員1名が預かる病児（病後児）の人数は1名程度か。</p>	<p>(1) 資格等を保有する職員が配置されていない。</p> <p>(2) 職員は定められた研修を修了していない。</p> <p>(3) 職員1名が預かる病児（病後児）の人数が1名程度を上回る。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
6 実施方法					
(1) かかりつけ医の受診【体調不良児対応型を除く】	(1) 病児対応型及び病後児対応型並びに非施設型（訪問型）については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れ、訪問の決定を行うこと。	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」7(1)	(1) かかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、受け入れ又は訪問を決定しているか。	(1) 保護者と協議して受け入れ、訪問を決定する前に、対象児童をかかりつけ医に受診させていない。	B
(2) 連絡票【医療機関以外が実施する病児対応型と非施設型（訪問型）に限る。】	(2) 医療機関でない施設が病児対応型及び非施設型（訪問型）を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（要綱別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れ、訪問の決定を行うこと。	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」7(3)	(1) 保護者が記載した連絡票により症状を確認し、受け入れ又は訪問を決定しているか。	(1) 医療機関でない施設が病児対応型及び非施設型を実施する場合、受け入れ、訪問を決定する前に、保護者が記載した連絡票により症状を確認していない。	B
(3) 登園前からの体調不良の児の取扱い	(3) 保育所等に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所等を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」7(4)	(1) 登園前からの体調不良児は、体調不良児対応型ではなく、病児対応型又は病後児対応型の事業の利用を優先させているか。	(1) 登園前からの体調不良児について、病児対応型又は病後児対応型の事業の利用を優先させていない。	B
7 建物設備等の管理【非施設型（訪問型）を除く。】	1 設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。 そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。 2 利用者が使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 保育所保育指針第3章3(1)、4(1) 2 設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項 3 建築基準法28条第1項、第2項 1 保育所保育指針第3章3(1)	(1) 構造設備に危険な箇所はないか。 (2) 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。 (1) 保育室、便所等設備が清潔であるか。 (2) 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険がある。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。 (5) 採光・換気等が悪い。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C C C B C C B

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	<p>3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。</p> <p>建築物 3年毎(※)                      建築設備 毎年(※)                      防火設備 毎年(※)                      昇降機 毎年</p> <p>※300㎡を超える規模の又は3階以上の階で、その用途に供する部分の対象になる。ただし、平屋建てで500㎡未満のものは除く。</p>	1 建築基準法第12条第1項～第4項	(1) 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。	(1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	B
8 留意事項					
(1) 医療機関との連携等	<p>(1) 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。</p> <p>(2) 医療機関でない施設が病児対応型、非施設型（訪問型）を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。</p> <p>(3) 病児対応型及び非施設型（訪問型）を実施する場合には、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めること。</p> <p>(4) 本事業を実施するにあたっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所（訪問）時間等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。</p>	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」8(1)	<p>(1) 緊急時に児童を受け入れてもらうための協力医療機関をあらかじめ選定し、協力関係を構築しているか。</p> <p>(2) 日常の医療面での指導、助言を行う指導医をあらかじめ選定しているか。</p> <p>(3) 協力医療機関または指導医との関係において、緊急時の対応をあらかじめ文書で取り決めているか。</p> <p>(4) 事業実施にあたって、保護者に周知し、理解を得ているか。</p>	<p>(1) 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定していない。または医療機関との協力関係を構築していない。</p> <p>(2) 日常の医療面での指導、助言を行う指導医をあらかじめ選定していない。</p> <p>(3) 協力医療機関または指導医との関係において、緊急時の対応があらかじめ文書で取り決められていない。</p> <p>(4) 事業実施にあたっての保護者周知がなされていない。</p> <p>(5) 保護者周知が不足している。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(2) 感染の防止	<p>(1) 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。</p> <p>(2) 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。</p> <p>(3) 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。</p> <p>(4) 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。</p>	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」8(6)	<p>(1) 体温の管理等、対象児童の適切な健康状態の把握に努めているか。</p> <p>(2) 他児及び職員への感染を防止への配慮がなされているか。</p> <p>(3) 体調不良児対応型において、事業実施場所は区切られ、職員や他児との往来は制限されているか。</p> <p>(4) 対象児童の予防接種の状況を確認し、必要に応じて接種を助言しているか。</p>	<p>(1) 対象児童の適切な健康状態を把握するための体温管理等を行っていない。</p> <p>(2) 手洗い等の設備が設けられておらず、他児及び職員への感染を防止への配慮がなされていない。</p> <p>(3) 体調不良児対応型において、事業実施場所は区切られていない。または、職員や他児との往来が制限されていない。</p> <p>(4) 対象児童の予防接種の状況を把握していない。または、接種の必要を把握したが、接種を助言していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(3) 虐待等の行為	<p>職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>(ア)児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>(イ)児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(ウ)児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による(ア)、(イ)又は(エ)の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</p> <p>(エ)児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	1 児童虐待防止法第2条、第3条	<p>(1) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <p>(2) 一部不適切な行為がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>



板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(4) 休息等の状況	子どもの発達過程に応じて、安全な環境の下で休息を取ることができるようにすること。	1 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ	(1) 午睡等の適切な休息をとっているか (2) 午睡時の安全対策を講じているか。	(1) 午睡などの適切な休息を全くとっていない。 (2) 休息のために適切な環境を確保していない。	C B
(5) 保護者との連絡状況	子どもの保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。 保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解に努めること。	1 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア	(1) 保護者との連絡は十分か。	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である	C B B
(6) 書類の整備	(1) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」8(2)	(1) 都または区への届出書類を適切に保管しているか。	(1) 都または区への届出書類を適切に保管していない。	B
(7) 児童の安全管理の状況	保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。  (ア)危険な場所、設備等を把握し、囲障の設置、鍵等の状況を点検しているか。 (イ)携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 (ウ)施設で事故が発生した場合は、適切な処置がとられているか。 (オ)不慮の事故が発生した場合の報告が行われているか。第1報は原則事故発生当日、第2報は原則1カ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、でき次第報告すること。	1 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2) 2 雇児総発第402号通知 3 保育所保育指針 第3章1(3)ア 4 こ成安第2号通知	(1) 児童の事故防止に配慮しているか (2) 事故発生時に適切な処置がとられているか。 (3) 事故報告を区に、速やかに行っているか。	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。 (3) 事故発生時に適切な処置がとられていない。 (4) 事故発生時に適切な処置が不十分である。 (5) 事故報告が行われていない。 (6) 事故報告が速やかに行われていない。	C B C B C B

板橋区病児保育事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(8) 区事業における管理者	(1) 区事業実施施設の管理者（以下「管理者」という。）は次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。 ア 体温の管理等健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるような処遇をすること。 イ 他の児童への感染防止に配慮すること。 ウ 前2号に掲げるもののほか、適切な保育を実施するために必要な措置を講ずること	1 板橋区病児・病後児保育事業実施要綱第5条	(1) 区事業実施施設の管理者は、要綱に定める留意事項を遵守しているか。	(1) 区事業実施施設の管理者が、要綱に定める留意事項を遵守していない。	B
(9) 研修	病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添5に定める研修を受講し、資質の向上に努めること。	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」9	(1) 従事職員には定められた研修を受講させ、資質の向上に努めているか。	(1) 従事職員には定められた研修を受講させていない。	B
(10) 保護者負担	1 本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。  2 区事業において、受託者は利用者との契約により、利用料を徴収することができる。この場合において、利用料は1人1日1,500円とする。  3 区事業において、利用料のほか、次の各号の費用を徴収することができる。  (1) 病児保育における食事、給食費の実費相当分で、500円を超えない額。ただし、アレルギー対応等、特別な食事、給食が必要で、区長が特に必要と認めた場合は、実費相当分で500円を超えることができる。 (2) お迎えサービスにおける次に掲げる実費相当分 ア 病児施設から対象児童の通所している保育所等へ迎えに行き、病児施設まで連れて行くために利用するタクシーほか移動手段にかかる実費相当分 イ 衣服、タオル等、保育に必要となるものにかかる実費相当分	1 雇児発0717第12号通知別紙「病児保育事業実施要綱」10  1 板橋区病児・病後児保育事業実施要綱第10条第1項、第11条	(1) 利用者が負担する費用の支払いを受けているか。	(1) 保護者が負担する費用の支払いを受けていない。  (2) 費用の受領が不十分である。	C  B